|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和６年第２回本部町議会定例会会議録 | | | | | | | | | |
| 招集年月日 | | 令和６年３月７日 | | | | | | | |
| 招集場所 | | 本部町議会議場 | | | | | | | |
| 開散会日時  及び宣言 | | 開　　議 | | | 令和６年３月14日　　　午前10時00分 | | | | |
| 散　　会 | | | 令和６年３月14日　　　午後１時11分 | | | | |
| ※　出席並びに欠席議員は下記のとおりである。  　　出　　席　　13　名　　 　　　欠　　席　　０　名　　 　　　欠　　員　　１　名 | | | | | | | | | |
| 議席番号 | 氏　　　名 | | | 出席等別 | | 議席番号 | 氏　　　名 | | 出席等別 |
| １ | 仲　程　　　清 | | | 出 | | ９ | 仲宗根　須磨子 | | 出 |
| ２ | 長　濱　　　功 | | | 〃 | | 10 | 崎　浜　秀　昭 | | 〃 |
| ３ | 山　川　　　竜 | | | 〃 | | 11 | 比　嘉　由　具 | | 〃 |
| ５ | 松　田　大　輔 | | | 〃 | | 12 | 座間味　栄　純 | | 〃 |
| ６ | 欠　　　　員 | | |  | | 13 | 喜　納　政　樹 | | 〃 |
| ７ | 伊良波　　　勤 | | | 出 | | 14 | 具志堅　　　勉 | | 〃 |
| ８ | 具志堅　正　英 | | | 〃 | | 15 | 松　川　秀　清 | | 〃 |
|  |  | | |  | |  |  | |  |
| ※　会議録署名議員 | | | | | | | | | |
| ９番 | 仲宗根　須磨子 | | |  | | 10番 | 崎　浜　秀　昭 | |  |
| ※　地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 | | | | | | | | | |
| 町長 | | | 平　良　武　康 | | | 副町長 | | 上　原　正　史 | |
| 教育長 | | | 喜　納　すえ子 | | | 産業振興統括監 | | 並　里　　　力 | |
| 住民生活統括監兼総務課長 | | | 仲宗根　　　章 | | | 会計管理者兼会計課長 | | 上　間　辰　巳 | |
| 住民課長 | | | 安　里　孝　夫 | | | 企画商工観光課長 | | 宮　城　　　健 | |
| 子育て支援課長 | | | 崎　原　　　誠 | | | 福祉課長 | | 大　城　尚　子 | |
| 建設課長 | | | 渡久地　　　要 | | | 健康づくり推進課長 | | 松　本　一　也 | |
| 上下水道課長 | | | 知　念　　　毅 | | | 農林水産課長 | | 平安山　良　信 | |
| 教育委員会事務局長 | | | 有　銘　高　啓 | | |  | |  | |
| ※　本会議に職務のため出席した者 | | | | | | | | | |
| 事務局長 | | | 屋富祖　良　美 | | | 主任主事 | | 與那嶺　　　卓 | |

議　　事　　日　　程

３月14日（木）４日目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| １ |  | 一　般　質　問  １．１番　仲　程　　　清　　議員  ２．５番　松　田　大　輔　　議員  ３．13番　喜　納　政　樹　　議員 |

○　議長　松川秀清　本日の会議を開きます。 開　議（午前10時00分）

　本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

　日程第１．一般質問を行います。

　順次発言を許します。１番　仲程　清議員の発言を許可します。１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清

　１．物価高騰に伴う町民への支援強化について

　２．学校選択制度就学校指定生徒について

　３．町営住宅の運用について

　４．施政方針から

　皆さん、おはようございます。議長の許可が出ましたので１番、仲程　清、一般質問をさせていただきます。一般質問の前に、私は時間管理が下手で、いつも議長から「ヤーヌ話、ナガサンドー」と、「時間ですよ」といつも指摘を受けておりますが、今日また朝事務局から電話があって、１人欠員ということで、今日は２人分しゃべっていいのかなというつもりで喜んでいたんですが、そういうわけにはいかんということで、努めて自分の時間の範囲内で終われるように頑張ってみたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

　それでは質問に入ります。質問事項１．物価高騰に伴う町民への支援強化について。①2024年度県予算は、国庫支出金が減少、特に物価高騰対策費は大幅に減少すると言われている中で、困窮する町民への支援の施策はどの様に考えているか、お伺いをします。

　２．学校選択制度就学校指定制度について。①本町は、学校教育法施行令に基づき小学校、中学校の通学区域を設定し、それに基づいて学校を指定している。選択制ではなく、指定制にした理由は特にあるのか伺いたい。②指定された就学校について、保護者の申し立てにより、市町村内の他の学校に変更することができる。この制度のメリット、デメリットは何か。同制度の適用を受けている件数は町内で、何件で何名か伺う。

　３．町営住宅の運用について。①町営住宅は公営住宅法の規定に基づき町が設置、管理運営していると理解をしています。その上で下記について伺いたい。イ、子育て支援住宅の設置日的は何か。今後も設置することを考えているのか。ロ、入居資格は特に制限されているか。また、優先入居の制度もあるのかについて伺う。ニ、現制度での懸念、または懸念されている事項は問題はないかについて伺いたい。

　４．施政方針から。①移住・定住に関して、新たに国の地方創生移住支援事業を活用し、東京圏からの移住者に対する移住支援を展開するとしている。具体的には何を、なぜ東京圏に特定か。②未利用町有地を活用した官民連携による子育て支援住宅の整備にも積極的に取り組むこととして、官民連携とは何か。以上４点でございますけれども、現行制度では非常に厳しいのも２点ほどありますが、改善に向けて当局の知恵を貸していただきながら、議論を展開してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○　議長　松川秀清　町長の答弁を求めます。町長。

○　町長　平良武康　おはようございます。仲程　清議員のほうから、盛り沢山の質問がございました。順次お答えいたします。

　質問事項１項目ですけれども、物価高騰に伴う困窮する町民への支援の施策について、お答えいたします。まず、令和５年度の本町における物価高騰対策についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民生活を支援してまいりました。令和６年度の対応といたしましても、住民税非課税世帯等に対しての給付金の情報が、現在国のほうからそういう情報が入ってきておりますので、確定次第、作業を進める予定でございます。引き続き、国や県の補助メニューを確認しながら支援策を検討してまいりたいと、このように考えております。

　２項目めの学校選択制度就学校指定制度についての質問につきましては、後ほど教育長のほうからお答えいたします。

　ページを２ページほどめくりまして、３項目めの町営住宅の運用についてお答えいたします。１点目の子育て支援住宅の設置日的は何か。今後も設置することを考えているのかというような質問でございます。子育て支援住宅は、若者の流出の抑止及び地区外からの若年層世帯の流入を促し、若年層の定住を進め、地域の活性化につなげることをその目的としております。今後も設置することを考えているかにつきましては、現時点においては、老朽化した既存団地の建替えと並行いたしまして、子育て支援住宅の整備についても引き続き実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

　２点目の入居の資格は特に制限されているのか。また、優先入居の制度もあるのかについて、お答えいたします。入居資格につきましては、本部町営住宅設置及び管理条例第６条の規定により、住宅に困窮している世帯や収入基準などの各条件を、具備したものでなければならないと定めてあります。また、近年整備した新里第２団地、謝花第２団地、嘉津字団地、具志堅団地、整備中の瀬底第３団地につきましては、子育て世帯等の優先入居制度について、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

　次に３点目の現制度での懸案、または懸念される問題点はないのかというようなことでございますけれども、現時点において、この制度に関し特段懸念されることはございません。

　続きまして、４項目めの施政方針から１点目の移住・定住に関する事業の具体的な内容と、なぜ東京圏に特定するのかという質問にお答えいたします。本事業は、過度な東京圏への一極集中の是正を行い地方へのＵ、Ｉ、Ｊターンによる起業・就業者の創出等を行うことが目的となっております。事業の内容といたしましては、東京圏から本町へ移住し起業する等、町が定める要件に該当する世帯に対し支援金を支給する内容となっております。支援金の交付を希望する対象世帯は、本町への交付申請が必要となり、本町は、交付申請の内容を審査し交付金額等の決定を行いますというような仕組みになっております。また、なぜ東京圏に特定されているかについてでございますけれども、先ほど説明したとおり、本事業は国庫補助事業であります。国庫補助事業であり、極度に人口が集中する東京圏から地方への移住を推進することを、その目的としており、国の要綱においても東京圏と定められていることが、その理由でございます。なお、国の要綱により東京圏とは「東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県」の４都県となっております。

　次に、２点目の未利用町有地を活用した官民連携による子育て支援住宅の整備についてお答えいたします。施政方針でも述べましたとおり、我が国の共通課題である人口減少については、喫緊に取り組むべき課題であります。本町は、これまで若年層の定住促進を図る目的で、北部振興策事業等を活用しながら子育て支援住宅団地の整備を行ってまいりました。これは私が町長になると同時に積極的な展開をしてきたつもりでございます。整備した団地につきましては、すぐに満室となり、毎年入居待機者が多数いるというような状況になっております。そこで本町といたしましては、民間が持っている知識や資金力を活用し、本町が保有する未利用町有地を民間へ貸付け、子育て支援住宅の建設・運営を行う等、新たな取組を構築していきたいと考えております。町有地を貸し付けることで、民間の土地購入等の投資コストが抑えられ、家賃の低廉化も図られるものだとそのように期待しております。新しい仕組みが構築できればというようなことで、その検討に入りたいという考え方でございます。以上でございます。

○　議長　松川秀清　教育長。

○　教育長　喜納すえ子　１番、仲程　清議員に２項目めの学校選択制度就学校指定制度について、お答えします。

　まず関係法令をご説明いたします。学校教育法施行令第５条２項において、就学すべき学校を指定しなければならないとあります。また、学校教育法施行令第８条においては、保護者の申し立てにより指定された学校を変更することができます。ただし、指定学校を変更するに当たっては、変更許可基準が設けられており、その基準に照らし合わせて許可を出すこととなっております。

　それでは、１点目の指定制にした理由は特にあるかについてお答えいたします。教育委員会としましては、特に法令以外の理由はございません。

　次に２点目の指定された就学校を変更できる制度のメリット、デメリットについてお答えいたします。申し立てを行う保護者や児童生徒において考えますと、児童生徒にとりましては、現に通学している学校において、友人などと卒業時まで学校生活をすごせることなどが一つのメリットであると考えられます。保護者にとりましては、共働きにより留守家庭となるため、学校終業後はその変更した学校区域の祖父母や親戚へ、児童生徒を預けられること等がメリットだと考えられます。デメリットでありますが、例えば指定校以外への通学となると、スクールバスの利用ができない場合があります。また、学校や地域におけるデメリットでありますが、小規模校においては、学級編成により学級減または学校行事、地域行事における、行事運営等への影響が考えられます。同制度の適用を受けている件数についてでありますが、申し立てを行う理由としまして、転居または留守家庭が多い状況にあり、令和６年３月時点におきまして、小学生では69件、中学生では32件となっております。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　ありがとうございます。それでは順次、質問をいたします。物価高騰に伴う町民への支援について、沖縄県が去る１月に発表した県内消費者物価指数は、前年比で3.6％増、これは41年ぶりの急騰というふうになっております。先日の新聞報道によりますと、ここ数年の感染症拡大や物価高騰対策で膨張傾向にあった国庫支出金の減少、県の24年度の当初予算案も23年度より193億円減、8,420億円程度になりそうだと言われている。特に物価対策費は国庫支出金が23年度から10分の１程度に減少するということから200億円だった予算が、約30億円というふうに激減をするというふうに言われております。このような中で、この質問は非常に酷だと思いますけれども、このようなときだからこそ、困窮する町民への生活支援策を強力に講じていただきたいということで、これ町長、再度先ほど聞きましたけれども、これについて再度、町長の見解をいま一度お願いいたします。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　物価対策につきまして、生産資材の対応対策等様々な対応策をこれまで展開しておりますけれども、まず一つは国の動向をそれをしっかりと見極めながら、国の対策メニューを迅速に、補助事業メニューを迅速にキャッチするということ。そしてあとは県のほうでも今、様々な対応策が県政の中で議論されている最中でありまして、新たに事業メニューを検討しているという情報も入っておりますので、そのようなことでまずは県や国のメニューをしっかりと使いながら、我がほうとしては対応すると。財政に限りがありますので、そして同時にまたそれを補塡するような形で、町の単独事業なども検討していきたいというように考えているところでございます。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　まだ予算が確定しない状況の中で、確定次第作業を進めるということでありますけれども、農林関係においては特に支援対策等とありましたら、ぜひ聞いてみたいと思います。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　１番、仲程議員にご説明いたします。

　農林水産課につきましては、先ほど町長からもお話がありましたとおり、燃料費とか資材費が高騰していると。非常に農家の経営も厳しい状況にあります。令和５年度、今年度につきましては、農家に対する堆肥の配付支援、または子牛生産助成金、または広く町民の生活を応援するという意味で生活応援フェアをかりゆし市場で週末中心にやってきております。令和６年度につきましては、今現在、子牛の助成金を予算に取組みながら、次年度の新たな国のこういった国庫事業、そういったものを見ながら、今ある事業を継続していけるかどうか検討していきたい。また新たな事業が展開できるのかも検討していきたいと考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　福祉関係についてはどうでしょうか課長、ありましたらお願いします。

○　議長　松川秀清　福祉課長。

○　福祉課長　大城尚子　１番、仲程議員にご説明いたします。

　物価高騰による影響を受けやすい世帯に対する幅広い支援が求められているところだと思いますが、農家においては現在、実施していますフードドライブ事業を中心に関係機関と連携をとりながら支援していきたいと思っております。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　前年度も様々な支援事業を行いましたけれども、今年も引き続きその対応、対策よろしくお願いしたいと思います。

　それでは次に２点目の学校選択制度就学校指定制度について、お伺いをいたします。これについても現行、制度上非常に厳しい面もあるのかというふうに理解をしておりますけれども、かえって質問をさせていただきたい。学校選択制への歴史と申しましょうか。これについては政府の行革委員会が1996年に必要性を提言して、その後97年に当時の文部省が導入を後押しする形で通知を各教育委員会に通知したことで、全国的に広がったというふうに言われております。その後、閣議決定され平成16年度の小学校の入学者から学校選択制を導入したというふうになっているようです。制度の運用については、地域の実情や保護者の意向等に即して市町村の判断と。文科省は導入状況を断続的に調査をしておりましたけれども、なかなかそれが進まないということもあって、12年度を最後に調査は途絶えていたと。それが最近、10年ぶりに調査をしたところ、前回16年度の調査に対して若干伸びてきていると。ちなみに前回が16年が8.8％の普及率だったんですけれども、導入状況だったんですけれども、最近では14.2％まで膨れ上がってきている。これは若干の伸びではございますけれども、これは小学校です。中学校については11％から13.9％に伸びているということでございます。なぜこう一旦、沈静化した導入の機運が、この10年間でまた膨れ上がってきたのか。急増しているのはいわゆる一部の小学校に限って、市町村のどこからでも通うことができる。いわゆる特認性です。特認性が急増したというのが原因のようであります。これにつきましては、日本特有ともいえる学校選択制の活用のほうが広がる背景にあるのは、統廃合が難しいということでこれが広がってきているのかということも識者の見解でもありました。このように文科省のある後押しのある中で、本町が選択制を導入しなかったというのは、非常に賢明な選択だったと思います。ちなみに県内では那覇市が、確か平成18年でしたか。隣接区域、選択制を導入しております。最近、名護市あたりにもちらちら話は聞こえますけれども、県内でほかにそれを導入している学校はないかお聞きをしたい。

○　議長　松川秀清　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　有銘高啓　１番、仲程　清議員にご説明いたします。

　学校選択制のほうなんですが、先ほど議員がおっしゃられました那覇市が隣接区域選択制をとられるということでありますが、隣の名護市のほうは、ひるぎ学園、緑風学園が特認校制をとっているという情報は持っています。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　私がこの問題を取り上げた経緯は、消えかけていた同制度が再燃、特色ある学校運営に努力をしている小学校、小規模学校への影響が懸念されるということからでございます。本件につきましては、これまでも文科省あたりから調査等が入っていると思いますけれども、当局は十分その件については熟知していると思いますが、当制度に対してのいわゆる意見と言いますか。率直なご意見がありましたらお聞かせをいただきたい。

○　議長　松川秀清　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　有銘高啓　１番、仲程議員にご説明いたします。

　先ほどの教育長の答弁にもありますように、やはり教育委員会としても小規模校で起こり得る複式等による先生の数が減るという学校運営に大きな影響があるとなると、やはり委員会としても大変厳しいところもあります。そこはやはりどうにか委員会としても解決できる方法があれば、解決していけるのかなと捉えております。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　私のこの問題、いろいろ調べてみました。これは文科省が出しているアンケートの結果ですけれども、学校選択制についての基本的な考え方といいますか。ちょっと読み上げてみましょう。基本的な考え方として、学校選択制は地域によって様々な事情があり、全国一律に推進するべきものではない。メリット、デメリットを十分に考慮した上で、学校設置者が導入を判断すべきものであると。学校選択制は、学校に変化をもたらす一つの方法であると。ただし、教職員や保護者、地域が学校選択制の下で学校改革に前向きに取り組める条件整備を同時に図ることが前提となると。３つ目に、保護者が消費者の感覚で学校を選び、あとは学校に任せるという意識があり、学校の教育活動への参加意識が高くないという問題が指摘されている。地域と学校のつながりが希薄になり、自分たちの生活拠点に密着した題材を扱う学習指導を行うことに支障が生じたり、地域住民が通学の安全確保に協力してくれることがないことが行いにくくなるというのがあります。４点目に、学校選択制を導入することに、教育的なメリットがあると考えられる場合においても、児童生徒の通学上の安全とその関係についても十分な検討が行われるべきであると。最後に私がこれ言いたいのは、指定校には、学校選択制にはこういった問題点、デメリットがある。我が本町で採用している指定校は、就学校の指定変更についても、同様の点に留意すべきであるということが言われています。これはアンケート結果でございます。

　そのようなことからして、小規模校には非常に問題点も多かろうというふうに思っております。なぜ私が本町が導入もしていない選択制を持ち出して議論しているかと申しますと、言いましたように就学校の変更についても、選択制導入にはこのようなデメリットがあると。先ほども言いましたように、そういう問題点が出てまいるということでございます。瀬底小学校が新年度から複式学級の危機にありました。生徒の転校により複式学級の基準をクリアできる生徒数、これは２年生と３年生のトータルなんだそうでございますけれども、これが17名なんだそうです。17名に対し現在16名、すなわち１名足りないということになるわけです。ということで、ＰＴＡの皆さんが必死になって新入生の入る活動を行い、結果１名の快諾を得ましたけれども、今度はその肝心な住宅がない。ということで、ＰＴＡの皆さん、地域の皆さんも必死にこの住宅探しに奔走したというところでございました。幸いなことについ最近、私がこの通告をした後に、つい最近、二、三日前ですけれども、「確定しました」という明るいニュースが入ってまいりまして安堵をしているところでございます。このように今回、これはクリアできそうな状況なんですけれども、例え今回、複式が回避されたとして、クリアされたりしても、新年度の幼稚園児は６名なんだそうです。この子たちが２年生になる再来年には、また同じようなことが起きるということになるわけです。小規模校ではいつもこのような状況、いつも綱渡りの状況が続くというのが見て取れます。現在、瀬底小学校では、瀬底に住所を有するが、他校に通っている生徒、これが11名だそうです。逆に他地区から瀬底に入った子たちが４名いるということです。それぞれ事情がある、このような状況をつくり出しているのは、やはり１つ目には住宅制度です。そして２点目に子供の預かり場所がないという問題があるのかなと思っております。住宅事情については、後ほどまたお聞きしますけれども、子供の預かり施設がないという等については、これは瀬底に幼稚園、これは前々から当局に対して要請はしているという話も聞いておりますけれども、瀬底幼稚園の２か年保育、及び延長保育といいますか。２時までが幼稚園で、その後どうするかということが問題だと。幼稚園の２か年保育をしたにしても、２時以降の対応をどうするかというのが非常に問題だというのも言われております。ということで、これは他地域でも、既に伊豆味あたりでは導入しているという話も聞いております。２年保育ですね。これがなんで瀬底ではできないのかということを当局にお聞きしたい。

○　議長　松川秀清　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　有銘高啓　１番、仲程　清議員にご説明いたします。

　幼稚園における議員がおっしゃる２年保育が、なぜ瀬底でできないかというところであるんですが、まず２年保育というふうに、私たちは一応４歳、５歳という２年というふうに捉えているんですが、実態は２年ではなく混合保育というふうに呼ぶそうです。そのように捉えるそうです。それでまず伊豆味がなぜそういう混合保育になったかと言いますと、地域の実情、実態があります。伊豆味の地域はこの本部町からすると、大分山間部、離れているということもあり、隣接する地域には保育施設がないということもあり、規則のほうでも当面、伊豆味幼稚園は４歳児も預かるというふうに明記されているということであります。そこのそういう地域がらを考えると、瀬底であれば橋を渡ると大浜にも保育園があるというところもあり、委員会としては、瀬底のほうは混合保育のほうをとっていないという実情になっていると思います。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　最近ではご存じように、瀬底には大型ホテルができ、そこの従業員の皆さんの子持ちの方も結構いらっしゃいます。そういう方々が瀬底にこういう施設があれば「助かるな」という声も多く聞こえます。それからしますと、瀬底と伊豆味とどう違うんだということになると、瀬底も全く一緒だと思っておりますので、再度これが可能かどうか。ぜひこれを２か年保育を導入していただきたい。再度お聞きします、可能かどうか。

○　議長　松川秀清　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　有銘高啓　１番、仲程議員にご説明いたします。

　まず幼稚園は２時まででありまして、その以降は預かり保育にするということで、今実態としましては、伊豆味も瀬底に通う幼稚園児も２時以降は本部幼稚園で預かりを行っているという、これまでの実情がありました。やはりそのような瀬底でも預かり、今後保育と預かりが今後できるかというのは、やはり地域に住まわれている園児等を、実態を把握した上でやはり預かるのであれば、共有の確保等も今後検討になってくると思います。ですので先ほど瀬底への大型リゾートホテルに対する従業員の方々も今後増えてくるということもあるんですが、そういった実態も踏まえた上で、そういった瀬底でも可能かどうかというのは検討に入ると。検討することになるかと思っております。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　検討ではなくて、すぐ実施をしていただきたい。重ねてお願いを申し上げます。

　それでは次に、町営住宅の運用について、お聞きをしたいと思います。この案件も現行法で非常に厳しい状況かもしれません。が先ほどの学校関連の質問とリンクするので伺います。現在、町営住宅は町内で18団地、210戸、うち４棟が子育て支援住宅だというふうにお伺いしておりますけれども、令和６年度の空き家待ち募集、先ほども町長からもありましたけれども、いつもいっぱいだという話がございました。これの団地によっても変わると思うが、実際に申込者に対する合格率といいますか。先ほどもお答えが町長からもありましたので、あえて聞く必要があるのかと思いますけれども、この倍率といいますか。申し込み者に対していわゆる募集をしているのが18団地のトータルで構いませんけれども、それが分かりましたらお願いしたい。また年度中のその空き家待ち状況はどうかについても、お伺いします。町長からもありましたけれども再度、具体的な数字をお願いをしたいと思います。できますか。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　１番、仲程議員にご説明いたします。

　空き家待ちの状況、令和６年度の状況ということなんですけれども、先日、空き家待ちの抽選等も行われまして、空き家待ちというのは基本的には申し込みすれば全員、条件が満たされれば空き家待ちにということになりますので、倍率というものはなくて、あとは抽選で入居の順番が決まっていくということになります。今現在、団地に居住されている方が退居した後に、上から順番通りに入居をしていくと。入居が決まっていくという状況になります。令和６年度の入居、空き家待ちの状況なんですけれども、現在のところ入居待ちで30世帯の方々が抽選に参加されて、今は順番待ちということで待機している状況でございます。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　はい、分かりました。これは空き家待ちというんですか、部屋が空いているのであれば、これの有効活用もできるのではなかろうかなという観点から質問をいたしましたけれども、空いている状況ではないということですので、じゃあこの件については了解いたしました。次にこの審査段階で、何を重点的にチェックをするのか。また選考方法に条件を付すことは可能か。例えば、地域との連携がとれるか。ちなみに北部地区の某自治体では、団地入居者、区民との共同生活ができること。これを入居の選考方法に明記しているんです。そういった程度の条件を付すことは、本町もできるのではないかと私は思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　１番、仲程議員にご説明いたします。

　選考、入居の資格等の選考に対して、まず何を確認しているかということなんですけれども、町営住宅の設置の目的として、住宅に困窮する定額所得者に低廉な家賃で入居させるという目的がありますので、まずは住宅の確保に困窮しているかどうかというので、まずは確認はしております。さらに所得に関して基準の所得がありますので、それ以上の方はまずはこの入居要件から外れるということになりますので、その点、私たちは確認をしております。さらに資格として、世帯、申込者以外に世帯員がいるかどうか。あと単身での入居に関しましては、60歳以上の者とか。障がい者基本法によって、障がいが認められるものと要件があります。そういった要件を私たち審査というか、申請の段階で確認しまして、入居申し込みを受けるという形になっております。

　次に、条件をつけられるか。ということなんですけれども、先ほどちょっとお話をしました子育て支援住宅の場合、今は４団地、管理運用しておりますけれども、その場合は新規入居になりましたので、そのときは子育て世帯であること。ということは限定しました。既存の団地に関しましては、その辺の子育て支援住宅としてはやっていませんので、うたっていませんので、基本的には先ほど条例で定められている入居資格、入居要件がある者が申請であれば、入居待ちとして受けられるということになっております。仲程議員がご指摘がありました他の自治体での事例で、一部条件的なものが書かれているというところもありますけれども、これ私たちも確認しましたけれども、確かに資格としてではなくて、注意事項等の中で団地の入居者、区民と共同生活ができることというふうに書かれているところもあります。その辺で、私たちもそういった注意事項を明確に条件というわけではないんですけれども、注意事項等を指定というか記載することはできるのではないかと、今現在のところ考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　この質問の主旨は、特に子育て支援住宅がいえることなんですけれども、他地域出身地の団地入居者が、入居地域との連携がとれているかどうか。非常に気になるんです。地域の行事等に積極的に入り込めているかどうか。これ非常に皆さんも気になる方いらっしゃるかもしれませんけれども、そういった単純な疑問から出たことです。これのことが充実すると、地域の活性化に大きくつながるのではなかろうかと、そのような期待から私はこの質問をした次第であります。これらの質問はいずれも小規模学校の複式学級の改善、住宅の問題が大きく関与するという観点から質問をしております。努めてこの地域の小規模校の学校に入らせることができないだろうかということから、その質問をしてみました。それでは以下、３つの提案をしたんですけれども、１の遊休化している町営住宅があれば住宅の目的外使用を活用し、短期入居も可能ではないかと、先ほどの住宅が探せないという状況になった場合に、一時的にこの住宅に入れるということも可能ではないかと。これは先ほど全部満室だという話がありましたので、これについては答える必要はありません。

　２の各自治体が制度化している空き家住宅改修支援事業補助金制度というのが、これは名護市の空き家住宅改修支援事業補助金交付要望というのが始まっておりますけれども、そういった形で、いわゆるリフォームするとか。要するに住みたいんだけれども、雨漏りがして住めないとかというのが、トートーメーがあって空き家というのがなかなか空かないという話もあるんですけれども、中には雨漏りするから使えないんだという住宅もあるんです。そういう場合に、直して使う。こういう制度が名護市にはあるんです。これはマックスで40万円らしいんですけれども、これ40万円がマックスです。の補助金を出すという制度があるらしいそうです。本町としても、こういったのも取り入れてもいいんじゃないかということで質問をしております。

　３つ目に、政令及び本町の町営住宅設置及び管理条例、５条第１項８号を適用してこれは公営住宅法の中でもありますけれども、双方が合意の下、出身地に戻して、子育て支援住宅の話です。戻して地域に貢献させる方法はないか。この８号をどういうふうに解釈するか、含めてお願いします。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　１番、仲程　清議員にご説明いたします。

　先ほどありました名護市のお話でございます。名護市の空き家住宅改修支援事業、補助金のお知らせということで、私たちのほうも取り寄せてございます。確かに工事費の40％を補助すると、マックスですね。その内容としては、補助事業ではなくて、市の単独予算を使っているという話を聞いております。ですので、これが本町で使えるかということは、今後検討していくというような話になってくると思います。制度化をしながら、そういったことが単独費用でできるかということも考えていく必要があるのかというふうに思っております。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　名護市は単費でやっているということですか。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　１番、仲程　清議員にご説明いたします。

　名護市は単独予算でやっているということでございます。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　本部町でもそういったことが可能であれば、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。時間も少しまた、議長に怒られそうですので先に進めていきます。ごめんなさい、お願いします。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　１番、仲程議員にご説明いたします。

　本部町営住宅設置及び管理条例第５条１項第８号に関してですけれども、公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが、双方の利益となることということになっておりまして、私たちのほうでも、双方の入居者の方が合意していただけるならば、この制度を活用して住宅の入れ替えも認めるということとしております。実際に例えば瀬底と北里とか、団地間の移動は今まではないんですけれども、入れ替えは。団地内での上下階の入れ替えとか、という事例はあります。例えば３階に住まれている方が、足が悪くなったので１階に移りたいとか。双方協議していただいて合意の上入れ替えをしたという事例もありますので、こうった制度を活用して、あくまでも双方の合意の上なので、それが可能であるならば私たちも認めているところでございます。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　はい、ありがとうございます。

　例えばこういうことは結構あると思います。例えば瀬底の出身者が瀬底団地を申し込みをしたんだけれども当選しなかったと。２番目の希望が当たったので、たまたまそこに行きましたと。本来、瀬底に入って瀬底の学校に行かしたかったんだけれどもと。北里に移ったことによって地域の学校に通わさなければならないという事例もあると思います。逆にその区外の人が瀬底の団地に当たったと。逆パターンがあると。あくまでもそれは双方の合意ですから、そういうのがあるとするならば、ぜひそういった配慮もしていただいて、複式にならないような方法も改善策もあるんじゃないかというふうに思ったりしております。よろしくお願いしたいと思います。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午前10時57分）

　再開します。 再　開（午前10時57分）

　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　次の施政方針からについて。これにつきましては、なぜ東京圏かというのが、私もよく「なんで東京圏なのか」というのは、よく理解しているつもりであります。質問している理由は、勉強会の中で沖縄県の指針であるというようなことが書いてある。なんでこれが沖縄県の指針なのかなと、単純な疑問から質問をさせていただいたということです。先ほども説明しましたように、これは国のいわゆる一極集中ですね。東京圏への一極集中の回避の観点から、こういう制度が設けられるというふうに理解をしております。これはご存じのように東京圏に人口が集中して、我々の20代の頃、町長もご存じだと思いますが、よく講習会とか自治研修とか、いろいろと行ったときに、将来、絶対この東京はドーナツ現象が起きるんだと、那覇市もしかり、要するに都市地区は空洞化して地方に全部分散していくんだと。実際になりましたよね。那覇市でもしかり、浦添市が増えたり、宜野湾市が増えたり、那覇市中心部は少なくなったという現象もあったかというふうに進んでいったと理解をしていましたけれども。これはいろいろと調べてみたら1950年代ですか、町長我々が生まれた前後です。戦後のベビーブーム、増やせ増やせの時代です。15％ぐらいだったらしいです。東京圏に集中するのが人口というのが、それは人口の15％ぐらい。それが1990年代になって25％までになったと。いわゆる団塊の世代に生まれた子供が、東京にどんどん流出、移り住んでいったのも要因なのかなというふうに思っておりますけれども、当時1990年代には、国民の４人に１人は東京圏ということになったようであります。それからすると、さらに輪をかけたのが2020年のコロナ感染症拡大を機に、人々の住環境や住まいに関する考え方が大きく変わったと言われているんです。コロナ発生時の2020年には、都市から郊外へ、いわゆるドーナツ現象ですよね。そうするとコロナ収束後のいわゆる2023年あたりからは、郊外から逆に郊外に出ていった人が逆に戻ったと。いわゆる逆ドーナツ現象というのが起きているようなんです。これからして、先ほどの話は、東京圏への一極集中回避ということだろうと私は理解しておりますが、そういうことでよろしいですか。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　仲程　清議員に説明いたします。

　まずは去る予算審査特別委員会の中で、私の説明不足だったかもしれません。県の指針というよりは、国の地方創生を中心に交付金を活用しての事業となっております。それに県も賛同して、県のほうが進めて。私たち令和６年度でまた検討しているというような事業となっております。東京圏からの町長のほうからの答弁からもありましたとおり、過度な東京圏への一極集中、それを是正するための制度というような形になっております。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　ありがとうございます。

　これあまり増やしすぎても、20年前にあったこのビューローが、どんどん移住促進をして、人を増やせ増やせ、沖縄県へどうぞという形で、結果的には宮古、八重山、離島での地域とのトラブルが結構ありましたですよね。いわゆるスプロール現象です。地域破壊、乱開発等々が進んだと。これもまた心配されることではあります。唯一沖縄県は人口が増えているということが言われておりますけれども、なんで沖縄県というのが単純な疑問が出てきたりします。

　あと４分しかありませんので、急いで行きます。官民連携事業について、お聞きします。これは先ほど、町長からありましたけれども、これは官民連携事業、いわゆるＰＰＰですよね。のことだと思いますが、民設民営ＰＦＩ、指定管理者制度、それと公営民営等々ありますけれども、それは何をイメージしているのか。それについて公設民営方式なのか。民設民営なのか。そこら辺も含めて説明をいただきたいと思います。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　１番、仲程　清議員にご説明いたします。

　議員おっしゃるようにＰＰＰ、ＰＦＩの活用ということを念頭に置いてございます。公共施設等の建設等、行政と民間が連携して民間の創意工夫等を活用し、効率的な使用や行政の効率化を図るものというふうにうたわれております。その中でいろんな仕組みがございまして、先ほどお話をされております民間がつくって公設民営なのかというお話でございますが、民間事業者が施設を建設し、施設が完了した後に町に所有権を移転する方法。それから民間施設が施設を建設して、その維持管理も民間施設で行うというような方法、いろんなパターンがございます。私たちが今、考えているのは民間事業者が例えば施設をつくります。その施設に関してもこの民間事業者のほうで運営、管理までしていただくというような感じでございます。概要的には、理想的にはそういったようなイメージをしております。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　これはいわゆるＰＦＩを想定しているんですね。民設民営。そうなってくると、これは当然この収益事業も伴わなければ運営はできないだろうというふうに思ったりもしているわけですが、まとめて回答をいただきます。そういった今、町営住宅を入れようという話だと思いますけれども、そうした場合にはそこにおける収益事業、どんなイメージなのか。コンビニエンスストアはつくるのか。これはＰＦＩの場合は、このいろんなデメリットがあると言われているんです。指定管理者制度、５年に対して20年、30年の長期スパンの契約というふうなことも見ておりますが、それについていかがなんでしょうか。ＰＦＩはこれは該当しないということなんでしょうか。含めてちょっと２分しかありませんので、簡潔にお願いします。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　１番、仲程　清議員に説明いたします。

　ＰＰＰの事業というものが、先ほど私が話をしたように、行政と民間が連携して行う事業、それを基にＰＦＩ法というのがございます。ＰＦＩ法に基づいて民間のほうでやってもらう、法律の下ですね。そういったような仕組みでございます。収益のお話がございましたが、町としては未利用地、例えば空いている土地、町有地であってその町有地等を民間に貸出しします。民間のほうがその部分に子育て支援住宅等を建てます。民間のほうはこれも維持管理等も含めてやっていくというようなことでございます。収入なんかも全て、民間のほうに入っていくということでございます。コンビニのお話もございましたが、確かに事業者としての収益として考えるのであれば、家賃収入のほか以外にも、例えばコンビニエンスストアを設置するであるとか。例えばオフィスを併設するとか、そういったような民間事業者の創意工夫というものが必要になってくるだろうというようなイメージをしております。以上です。

○　議長　松川秀清　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　これについては答弁は、今検討しているという段階だと思うので、いろいろと工夫、プロジェクトを組んで検討していくか。慎重なる対応が求められるのかなと。これについては、先ほども言いましたように長期のいろいろな契約という形になるということで、デメリットとしては長期契約による財政サービスの民間の創意工夫等の活用硬直化というんですか。要するに行政側の意向により柔軟な契約内容変更がしにくいという傾向もあるということで、非常に懸念されている問題もあるということですが、これについては慎重に進めていただきたいと。失敗例もあるやに聞いております。これは資料を持ってきたんですが、もう時間がないので、これは逆なんですけれども、大阪の事例ですけれども、これは直接は我が町とは関係ない話ではあるんですけれども、住宅をつくりすぎで、当時の住宅公団がどんどん住宅を増やして、結果的にこの撤去に非常に困っていると。自治体でもそういうことがある。これは大阪の事例ですけれども1,300団地を運営しているある市で、自治体で。それがもうそのうちの半分、約500戸程度が耐用年数を過ぎているという状況だと。これは財政的にも非常に厳しいということで、いわゆるＰＦＩの導入も検討せざるを得ない状況に来ていると。これは我が町と逆パターンですけれども、こういったことも出てきているんだと。将来、我が町も先ほど老朽化した住宅の撤去も考えているという話をしておりましたけれども、そういうこともこれからまた出てくるのかと思ったりしております。以上、終わります。

○　議長　松川秀清　これで１番　仲程　清議員の一般質問を終わります。

　休憩します。 休　憩（午前11時11分）

　再開します。 再　開（午前11時20分）

　次に５番　松田大輔議員の発言を許可します。５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔

　１．沖縄県企業局の水道料金の値上げに伴う本町への影響について

　２．令和６年施政方針の中から「町まるごとテーマパーク強化事業」について

　議長の許可がおりましたので、５番、松田大輔、通告に従い一般質問をはじめていきます。

　質問事項、沖縄県企業局の水道料金の値上げに伴う本町への影響について、質問の要旨、企業局は、段階的に水道料金の値上げを決定しておりますが、最終的に３割程度の値上げになると報道等されております。①本町において企業局からの水の購入量、金額、自主水源との割合を伺います。②本町の水道料金への影響について伺います。

　質問事項、令和６年施政方針の中から「町まるごとテーマパーク強化事業」について。①令和５年度の事業実績について伺います。②本事業における町長の思いや今後の展望について伺います。二次質問は、自席に戻り行いたいと思います。答弁よろしくお願いいたします。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　松田大輔議員の一般質問にお答えいたします。２項目の質問が出ておりました。

　まず１項目めの「沖縄県企業局の水道料金の値上げに伴う本町への影響について」をお答えいたします。１点目の「本町において企業局からの水の購入量、金額、自主水源との割合」でありますけれども、直近５年間の年間平均購入量は34万8,742立方メートルとなっております。年平均購入金額につきましては、3,565万5,359円（税抜き価格）、自主水源に対する年間平均購入量の割合は17.5％、いわゆる水の受給率というのは約83％になっているというようなことでございます。

　次に２点目の「本町の水道料金への影響」についてお答えいたします。

　沖縄県企業局は、段階的に水道料金（税抜き価格）の値上げを決定しております。現行１立方メートル当たり102円24銭に対し、令和６年10月1日には120円84銭になります。令和７年４月１日には125円24銭、令和８年４月１日には135円70銭の料金を値上げすることとなっております。この料金値上げを踏まえ、本部町水道事業にて追加で必要となる予測費用は、直近５年の年間平均購入量にて算定したところ、令和６年度は約324万円。令和７年度は約802万円。令和８年度は約1,166万円と予測しております。

　続きまして、２項目めの「町まるごとテーマパーク強化事業」についてお答えいたします。

　１点目の令和５年度「町まるごとテーマパーク強化事業実績」につきましては、渡久地港イルミネーション事業や、もとぶフードフェスタ等、７件の応募がございました。各事業計画につきまして、事業計画審査会にてしっかりと審査を行い、それぞれの事業への配分額を決定をしたところでございます。なお、本年度については７件すべての補助対象として採択してございます。

　次に２点目の「本事業への私の思いや今後の展望について」お答えいたします。

　これまで本町には海洋博公園を中心に年間約500万人近くの観光客が訪れております。本町にはすばらしい海やすばらしい自然、山などの豊かな自然のほか、貴重な伝統文化、それから芸能など、様々な観光資源が数多くあります。このような町のありのままの観光資源を活かしつつ、本事業をとおして、民間の活力を引き出し、民間の活力をしっかりと引き出しながら、町内各地に観光スポット、いわゆる新しい穴場観光スポットを形成することにより、観光客の分散化、観光シーズンの平準化を図りながら、私の掲げる「町まるごとテーマパーク」の実現を目指して邁進していきたいと、このように考えております。

　付け加えて申し上げますけれども、去る日曜日に第20回の観光文化フェスタがございました。500名ほどの観客が入っておりました。以前とは違って大半が観光客でございました。その中で、町の若い皆さんの八重桜花団、子供たちから大人まで含めた八重桜花団の皆さんですとか。あるいはイナグングヮの歌、三線の披露などがございました。闘牛大会もございました。そのような形で、具体的に町の観光文化を観光の中に落とし込んでいくというのが、これからの展望であるし、考え方でございます。今回、春先でしたけれども、クジラがやってくるというようなことで、毎年クジラがやってくる、ホエールウォッチングをマスコミを通じてアピールしたら、とても反響を呼んでいるというような町のありのままの自然を活用した事例でございます。第４回目でございますけれども、今週の土曜日、新緑まつりを開催いたします。山の自然が、山のありのままの自然の新緑のいぶき、新緑のその息吹を体で感じながら、それを観光につなげていこうというようなことで、ランバイクレース、子供たちの自転車レース、それからウォーキング、ロゲイニング、そのような新しい観光コンテンツを取り入れながら盛り上げていこうというようなことでやっております。そのような形で町のありのままのたたずまいを使って、より多くの皆さんが観光という部分の中から、心の豊かさを感じ、そして経済的に稼げる観光地づくり、稼ぐの好きですか。そういうものを町民と一緒に展望していきたいというのが、その展望でございますので、ご理解賜りたいと思っております。以上でございます。

　数字の訂正がございましたので、改めて訂正いたします。以上でございます。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　それでは二次質問させていただきます。

　まず水道料金の件からですけれども、企業局が最終的に令和８年度に約33％値上げするというところで、我が本部町においても令和６年度で324万円、令和７年度802万円、令和８年度でも1,166万円。それだけ町の負担が増えてくるというところで、一番気になるところが町民として、本部町の水道料金が上がってくるのか。また上がるとしてどの程度の増加幅が見込まれるのかが一番気になるところだと思うので、率直に幾らぐらい上げないといけないのか。分かる範囲で結構ですのでお願いします。

○　議長　松川秀清　上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　５番、松田議員に説明いたします。

　先ほど町長の答弁にもありましたように、令和６年度は324万円、令和７年度は802万円、令和８年度は約1,166万円となっております。冒頭のほうでもその前に説明がありました自主水源に対する年間購入割合は17.5％ということになっておりまして、質問のほうで幾らぐらい値上げになるかというお話ではあると思いますけれども、今現在、計算してあります平均値に対して、これだけ上がってきますという影響幅を出しているのみでありまして、沖縄県の企業局が値上げに至った背景から説明させていただきますと、老朽化した施設の維持、更新公金に係る費用は昨今の物価高騰と相まって上げたという経緯がございます。私たちはその状況とは、抱える背景は一緒ではあるんですけれども、今後私たちの全ての状況も踏まえながら、いずれ検討しないといけないときがくるときにならないと、今のような「大体幾ら上がるんだろうか」という数字は出せないものと思って、今後検討していかざるを得ない項目と考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　ありがとうございます。

　私も初めてニュースで企業局の値上げを聞いたときにびっくりして、皆さんからもよく言われるんですけれども「もう30％値上げされるのか」と、一番心配しているところはそこのところだと思います。本部町においては、約83％が自主水源で町のほぼ水で賄っているところで、大変行政当局の皆さんの努力のお陰で、その料金を維持できるのかというところで嬉しく思うんですが、今後、県も施設の老朽化、また物価高騰、町も同じく影響を受けてくると思います。町の今後の施設のどの程度、改修が必要なものが残っているのかとか。概要で分かればいいので、よろしくお願いします。

○　議長　松川秀清　上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　老朽化施設を抱える状況は県も各市町村も同じでございますが、本部町の状況を今、概要的に説明いたします。まず配管から管路のほうから説明させていただきますと、管路延長が235キロございます。うち老朽管として区別される40年経過管が107キロございまして、45％程度の老朽管を抱えているということが一つあります。もう一つは、各配水施設、配水タンク等になりますが、その多くが昭和から平成の初めにかけてつくられたものが多くなっております。なおまた現在進めています並里浄水場と笹川浄水場を統合した新浄水場の建築も行っている状況もございます。以上です。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　約50％程度が今後、老朽化して改修していかないといけないという施設になってくるんですかね。そういうところでその老朽化施設の建替え費用の計画も立てながら、この増加する水道料金の分も勘案しながら、今後の水道料金については決定していくというプロセスでよろしいでしょうか。

○　議長　松川秀清　上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　５番、松田議員に説明いたします。

　それぞれ今、様々な条件を考えながら今後、検討していきたいという形になります。以上です。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　では確認なんですけれども、この直近の令和８年度ぐらいまで企業局が最終的に上げる値上げの時ぐらいまでは、町は上がらないという認識で大丈夫なんですか。この水道料金ですね。個人とか企業もそうですけれども、本部町の水道料金に対しては値上げはしないという方向でいいんでしょうか。

○　議長　松川秀清　上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　背景になる、いろいろな様々な料金の単価の決定の状況が変わるものですから、令和８年度までしないということもなければ、あることもあるというような回答にしかなり得ないんですが、今後この時々の状況を踏まえながら検討に入っていくという形になります。以上です。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　分かりました。この企業局の件においても、結構急にこういった値上げの話が出てきたところで、結構県民の皆さんとか、村民の皆さんもびっくりしているところだと思います。本部町の水道料金値上げが行われるとしたら、施設の老朽化の説明とか、物価の高騰で電気料の上がっている影響とか、そういった理解を得ながら説明もしながら、値上げしていかないと、やはり行政に対する風当たりも強くなっていくと思いますので、安定した水道を維持していくためには、値上げもしょうがないとは思うんですけれども、その値上げ幅についても、しっかり建て替えの計画も出しながら、あと水道料金もできる限り低く抑えられるように何とか努力して、計画していってくれるようにお願いしたいと思います。町長、この件に関していかがでしょうか。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　可能な限り、生活者の次元に立った時に、料金は上がらないほうがよかろうと思っております。基本的にはそういうことを踏まえながら、議員もご理解しているように、施設の改修にかかる財政の部分、そしてそれ以前にエネルギー価格、今回もそうでしたけれども、エネルギー、電気料金の価格の動向にも大きく左右されます。ですから今この場で断言はできないですけれども、できるだけ上げないような、上がらないような策略法がないだろうか。まだまだある意味では、このいろんな方法を考える余地があろうかと思っておりますので、その辺はしっかりと腰を据えながら考えていこうと思っております。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　ぜひですね、県のこの30％よりも低く値上げ幅になると本部町の一つのメリットとして、住む人のメリットとして水道料金が安いとかも打ち出せると思いますので、ぜひ計画をしっかりしていただいて、基本料金が上がらないようによろしくお願いいたします。

　続いて、令和６年度の「町まるごとテーマパーク」のほうに移っていきたいと思いますが、令和５年度実績で計７件の事業を行って、全て予算全部使い切っているところだと思います。私も幾つか参加させていただいて、各団体の特色を生かした祭り、イベントで非常にすばらしかったものだったと思います。その中で個人的に令和５年度事業当初だったので200万円の予算を使って、実験的に行って令和６年度、７年度とまた予算規模が上がっていくのかなというところで、勝手に想像していたんですけれども、今年も200万円というところで同規模だったので、そのあたりの今後の展望について聞きたかったんですが、この予算に関しては今後もこの事業規模になる見込みでしょうか。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　１年間やってみて、思ったより反響があるということと。そして我々が当初予想したより事業効果もありますし、そしてそれを起点として町が活力がついてきたのは、民間の活力を引き出したかなというような実感を持っております。ついては今年の状況です。応募状況などもまた見計らいながら、場合によっては予算が足りなかったときには、補正もまた含めるのかなというようなことで、その内部議論をしているところでございます。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　この７件のイベントのできたら累計での動員客数であったりとか、効果、把握報告とか来ているものがあれば出してほしいんですけれども、どの程度か分かりますか。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　５番、松田大輔議員に説明いたします。

　令和５年度「町まるごとテーマパーク強化事業」を進めてまいりました。先ほども答弁ありましたとおり、７件のエントリーがございまして、７件ともに予算配分をしているところでございます。ただ１件だけが辞退届があったということで、１件だけは実施していない事業があります。実施した事業でいきますと、おのおの特色を生かした行事、イベントになっております。まず実行委員会が主催いたしました。来場者のトータルで、延べ人数で、休憩お願いします。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午前11時43分）

　再開します。 再　開（午前11時44分）

　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　延べ人数でございます。トータルで６事業、１件キャンセル、辞退がありましたので、６事業で１万2,300名の数が動いたということになります。人の数でちょっと説明できないものも中にはあるんですが、累計では一応１万2,300名というような形での動員がございました。以上です。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　６事業で１万2,000名というところで、予算は200万円ですよね。200万円で１万2,000名呼べるイベントって、かなり祭りとしても費用対効果としてすばらしいものではないかと思うんですが、今予算200万円の補助、限度50万円になっていると思います。祭りの内容によっては多分、かなりの動員を記録したイベント等もあると聞いております。その上限額、例えば引き上げるとか、あと予算のトータル、引き上げることも、先ほども町長から今年の状況を見ながらというのもありましたけれども、ぜひ引き上げていただきたいというところです。１件辞退があったものについては、それ予算執行されなかったということですか。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　５番、松田大輔議員に説明いたします。

　１件だけは辞退という届出で、予算が執行されていないというような状況でございます。以上です。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　今で議論しておきますけれども、事業によってはむしろ引き下げようと思っております。どの事業も全部見ましたけれども、事業によっては活況を呈しておって、支援しないでも自走できるんじゃないだろうかと思われる事業もございます。ですからその事業によって、支援していく事業、そして事業がしっかりと支援しないでもいけそうな事業については、むしろ引き下げて、そしてどの事業を支援すべきかをしっかり議論しながら、推進していったほうがより効率的なのかなということを考えているところでございます。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　選択をするという町長の答弁でしたけれども、予算の規模によって、もっと祭りとか、イベントの規模を大きくしたいところもあると思います。自走と言っても今、限られた予算の中でもちろん民間もやっていると思いますので、そこは事業計画に照らし合わせて、無償のイベントを打つんだったら町の補助も必要かなとは思います。なので自走、この規模を維持していくというところに関しては自走で行ってもらって、さらに拡大するところ、したいと思いの中で町の助けが必要であれば、そこはやっていただいたほうが本部町にとってもためになるんじゃないかと思いますので、ぜひ事業計画に照らし合わせて予算づけも行ってほしいなと思います。

　関連して、まるごとテーマパークの中に周遊バス等も関連している事業として含まれているという認識なんですけれども、町長に伺いたいのは、かりゆし市場とか、周遊バスの窓口になっていると思います。道路拡張で今、道路が大分狭い状況で活用しづらい状況の中で、例えば今後、道の駅とか、突拍子もない話をするんですけれども、計画があって移れるのであれば、そういう考えはあるのか。伺いたいと思います。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　膨大な予算がかかります。これからの町の単独予算では難しいですので、これからのいわゆる予算、国庫補助等、予算をにらみながらそれも視野に入っているというようなことだけは、この段階で言っておきたい思っております。視野に入っている。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　ありがとうございます。

　町長の「町まるごとテーマパーク」も町の観光資源、いろんな観光コンテンツを活用しながら町を盛り上げていく。非常にすばらしい発想だと思います。その中で「町まるごとテーマパーク」の良さも引き上げて、2025年にはジャングリアも控えていますので、本部町もこの波に乗って、バンミカシテ、観光を盛り上げていけるように一緒になって頑張っていきたいと思いますので、最後に町長の答弁をいただいて、一般質問を終わりたいと思います。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　先ほども展望といったようなことで、思いを話をしましたけれども、これからのまちづくりに当たって、行政の職員のみではこの広がりというものは限界がありますので、可能な限り、まちの総力を上げれるような体制づくりができればと思っております。観光客の誘客一つとっても、できるだけ大きな事業体だけに収入が得られるのではなくして、できるだけ広く、町全体がより多くの広く住民が観光のリーディング産業として、稼げる仕組みとか、あるいはまた観光客に対しても、本部町が選ばれる観光地になれるようなことというものを、町全体で考えて構築して行動展開できればというような思いを強くしているところでございます。

○　議長　松川秀清　これで５番　松田大輔議員の一般質問を終わります。

　次に13番　喜納政樹議員の発言を許可します。13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹

　１．施政方針について

　皆様、こんにちは。喜納政樹でございます。通告に従い、一般質問を行います。質問の前に少しだけ所見を述べさせてください。１月１日に発生した能登半島地震から本日で73日が経過しました。その悲劇の影響はいまだに深く、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々、そのご家族の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。この困難な時期に、被災地の方々に寄り添い、支援を惜しまないことが大切であると考えると同時に１日も早い復旧復興に向けて、国、地方自治体は動きを加速させてほしいと考えております。

　それでは質問に入ります。町長が申し述べた施政方針の中から、気なった部分をお聞きしたいと思います。

　地域産業の振興について。①観光の振興について。「観光誘客周遊バス実証事業」の実績を伺います。法定外目的税（宿泊税）の当局内においての協議状況を伺います。

　住民生活の環境整備等について。①住宅団地の整備及び移住・定住促進について。未利用町有地を活用した官民連携による子育て支援住宅の整備とあるが、その方策を伺います。②地域防災力の向上について。防災カリーダー育成について伺います。

　町民の福祉、保健、衛生について。①保健・衛生について。健康保険税の見直しについて言及しておりますが、詳しい説明を求めます。

　幼稚園教育・学校教育・社会教育について。コミュニティースクール導入についての説明を求めます。質問は以上でございます。当局からの答弁をお願いします。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　喜納政樹議員の一般質問に答える前に報告をしておきますけれども、町の職員からも２人の職員が能登半島地震、ボランティアで参加するようにというようなことで応募いただいて参加するようになっておりますので、あえてご報告いたします。一日も早い復旧、復興を願う次第でございます。

　それでは早速一般質問、４項目の質問がございましたけれども、順次お答えいたします。

　１項目めの地域産業の振興についてお答えいたします。まず、観光誘客周遊バス実証事業の実績についてお答えいたします。

　当該事業につきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、令和５年７月１日から令和６年２月４日までの219日間、町内の主要ホテルや観光施設等を結ぶ周遊バスの実証事業を行ったところでございます。実績としましては、延べ１万2,223名の乗車人数となっております。周遊バスの運行により、町内の二次交通網を確保し、高速バス等で本町を訪れる観光客の利便性の向上を図ることが、しっかりとできたとこのように考えております。

　次に、法定外目的税の協議状況についてお答えします。

　本町では、昨年５月に副町長をチームリーダーとする役場内の関係各課で構成する「法定外目的税導入検討プロジェクトチーム会議」を実施しております。これまで４回にわたりプロジェクトの協議会で会議を重ねてきております。役場内での情報共有や、宿泊税についての制度設計について、目下検討を進めているところでございます。また本町と同じく、市町村として宿泊税の導入を検討している自治体や沖縄県との情報交流についてもしっかりとその情報交換を、情報共有をやっているところでございます。なお、昨年12月には、町内主要ホテルや観光協会、商工会等の委員で構成する法定外目的税の導入検討委員会を実施しております。本町の目指すべき制度設計について、その中で検討を進めているところでございます。

　次に、２項目めの住民生活の環境整備等についてお答えいたします。

　まず、１点目の住宅団地の整備及び移住・定住促進についてでありますが、仲程　清議員の一般質問に対し、お答えしたところでもございますけれども、少子高齢化が進行する中で子育て世帯の定住は本町にとって喫緊の課題でございます。人口の維持・拡大を図るために、町内の未利用の町有地を活用し、新たに子育て支援住宅の整備を推進したいと考えております。また、実施に関しましては、本町に適合した官民連携の検討に着手し、関係事業者間のいわゆる連携の下に、若年層の子育て世帯の定住促進を図ることができればと考えております。

　次に２点目の地域防災力の向上についてお答えいたします。

　防災リーダーの育成についてでありますが、昨年８月から10月にかけて、防災に関するワークショップを全ての行政区において、我がほうから総務課の職員が出ていって行政区のほうで実施をしてきたところでございます。町民と意見交換を交わす中で、地域防災のリーダーとなる方の育成の必要性を感じ、また町民からも地域防災のリーダーの育成の要望があったところであります。災害が起きた際には、公助のみならず、自助・共助が必要となっております。そのため、頻発する台風災害への対応のみならず、予期せぬ各種自然災害に対応できるよう、地域の防災力強化を図り、防災活動の担い手の育成を支援してまいりたいと考えております。

　次に３項目めの町民の福祉、保健、衛生についてのご質問にお答えいたします。

　国民健康保険制度においては、平成27年度に成立した医療保険制度改革関連法により、平成30年度から都道府県が財政の運営主体となっております。都道府県は、県内の市町村ごとに標準保険税率を算定し、市町村はその標準保険税率を参考に税率を設定することとなっております。

　本町では、制度変更への対応のため、平成30年２月に国保財政の現状を踏まえ、今後の保険税のあり方について本部町国民健康保険運営協議会へ諮問を行っております。当時の状況ですけれども、沖縄県試算によると１人当たりの保険税８万83円に比べ、本町の実績額は７万8,084円となっており、１人当たり1,999円の保険税の引上げが必要な状況となっておりましたが、前年度からの繰越金を勘案すると黒字が見込まれるというようなこととなっておりました。

　そのようなことで答申では、平成30年度の保険税については、据え置くことが適当であると判断されておりましたが、赤字の解消にあっては被保険者の急激な負担増とならないよう複数年かけて、段階的に県の示す標準保険税率に近づけていく必要があるとの意見をその当時いただいております。

　今現在におきましては、県が算定する標準税率と本町の保険税率の差などにより、県へ納付する事業費納付金が3,000万円から4,000万円程度不足することが見込まれております。繰越金が枯渇した場合、令和６年度以降一般会計からの法定外繰入を行わなければ財政運営ができない状況となっているというようなことでございます。町といたしましては、被保険者の急激な負担増とならないよう複数年かけて、段階的に標準税率に近づけるよう見直しを検討していきたいとこのように考えております。

　最後に４項目めの教育関係につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

○　議長　松川秀清　教育長。

○　教育長　喜納すえ子　13番、喜納政樹議員に、４項目めのコミュニティースクール導入について、お答えいたします。

　文部科学省では、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進しております。教育委員会としましても、地域とともにある学校として、保護者、地域住民の皆さんと教職員が、学校の教育ビジョンや課題を共有し、ともに知恵を出し合いながら、教育活動の充実と学校や地域の課題解決につなげていくため、コミュニティースクールを導入してまいります。

　本町の計画としましては、まず、上本部学園を本部町における本制度のモデルケースとしたいと考えております。令和６年度に実施予定の内容としましては、学校運営協議会の発足及び地域住民への周知、啓発等を予定しております。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　それでは二次質問させていただきます。

　観光誘客周遊バスの実証事業についてなんですが、先ほど答弁をいただきまして、令和５年７月１日から令和６年２月４日までの219日間で、延べ人数が実績として約１万2,200名ということでありますが、この７月から２月までの間での月で換算して一番多い月というような試算も出しているのでしょうか。それをまずお伺いします。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　13番、喜納政樹議員に説明いたします。

　月ごとの集計、１日の集計プラス、また月ごとの集計もとってございます。この期間で一番多かった月というものが８月の月になります。人数としては3,095名の乗車人数があったということでございます。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　逆にでは一番少なかった月を教えてください。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　13番、喜納政樹議員にご説明いたします。

　月で一番少なかったのは、11月の1,305名となっております。２月に当たっては２月４日までの集計となっておりますので、２月は除いていくと11月の1,305名というのが、一番少ない数字となっております。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　昨日来、この観光についてのいろいろな議論がありまして、昨日の山川議員の答弁に対しましては、観光シーズンの平準化、先ほども観光シーズンの平準化という答弁がございましたが、であれば７月、８月、９月というのは夏場の本町においては、いわゆるピークシーズンになると思います。オフシーズンといわれる10月、11月以降というのを、そこに平準化に向けて何らかの施策を打たないといけないかと思いますが、この周遊バス、これはどのような周知、観光客への周知方法をしているのか。ＳＮＳとか、あと旅行会社などへの周知も行っているのかなどの説明をお願いします。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　13番、喜納政樹議員にご説明いたします。

　観光協会のホームページ、それからＳＮＳ、そして各ホテルでの周知を行っているところでございます。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　今はそうですね、各スマートフォンがあれば、旅行客はそれをたどっていきますので、そのＳＮＳへの対応をしっかりすることと。各ホテルへのリーフレットなども必要でしょう。これあともう１点、やはり少なくなったといってもやはりエージェントからの旅行客というのも、まだ特に夏場などはおりますし、逆に言えば冬場はこのエージェント、旅行会社からの旅行客が多いのではないかと沖縄に関しては、私は思うのですが、そこら辺の対策は何も考えていないのか。お答え願います。

○　議長　松川秀清　産業振興統括監。

○　産業振興統括監　並里　力　13番、喜納政樹議員にお答えいたします。

　旅行会社、特にエアポートシャトルバスを運営しているＪＴＢあたりには、旅前の告知をしっかりやってもらうということで、旅行パンフレット、あと支店での直接窓口へのご案内と。そちらのほうも周知、依頼しております。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　実際に資金などをかけなくても、特に観光協会などにはしっかりと周知させたり、県内にも大手の支店などもありますし、実際に入ってくる国内客が入ってくる人たちへの案内をやっていただくと。町内のアピールも兼ねて、それはまだまだ旅行会社のエージェントの力というのはあるので、それが必要なのかなと思います。やはりなぜ私がそれを言うかというと、これは今まだ実証事業ですよね。実証事業というのは、本事業があって実証事業があるのかなと思うんですが、我々が今予算を投じて実証事業を行っておりますと。そのニーズがあるのであれば、本事業に入っていくのかと私はそう思っているんですが、そこら辺をどうお考えなのか。少し説明をお願いします。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　13番、喜納政樹議員にご説明いたします。

　確かに現段階としては実証事業ということで進めております。実証事業と言えどもやはり各ホテル関係者の皆様からも強い要望がございます。一括交付金を活用しての事業となっておりますので、今年度、令和５年は７月からのスタートとなっております。ホテル関係の皆様からは、もっと早くスタートできないのかというようなこともございます。またアンケート等もとっておりまして、周遊バスが有料になった場合、これはお客さまのアンケートです。周遊バスが有料になった場合、幾らまで出せるのか。許容料金として出せるのかというようなアンケートもとっております。その中で100円というような料金設定が一番多く、約43％、次に300円という金額が39％という試算が出ております。これが自走できるかというと、話は別になりますが、利用者の皆さん、観光客の皆さん、それからホテル関係者の皆さんからも非常に強い要望が早く、いつから走らせるのというようなことは言われているところでございます。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　できましたら今年度はその実証実験の件、しっかりとした実績、施政方針の中では本町への誘客及び町中周遊を促進するためと書いていますよね。なので町全体、商工会、観光協会全てをひっくるめた中で持続的可能な方法、模索をこの１年でやっていかないといけないんじゃないかと思います。やはり無料であれば便利ですよ、確かに。ホテルも旅行会社も、しかし受益者負担やそういった関連から見るとやはり持続可能な運行方法を今後検討していかないといけないのかと思います。予算もずっとあるわけではありませんので、それをしっかりと。なので全て利用するほう、利用されるほう、全ての人たちからの知恵を借りながら、しっかりとこの周遊バスで町内くまなくお客さんが行けるように、それが通年通じてできるように仕組みを考えていただきたいと思いますが、その辺は産業振興統括監、どうですか。説明をお願いします。

○　議長　松川秀清　産業振興統括監。

○　産業振興統括監　並里　力　13番、喜納政樹議員にご説明いたします。

　おっしゃるとおり自走して、今後につなげるというのは非常に重要な課題だと思います。関係する事業者、いわゆるホテル、あと町内への利用促進です。これは特に町営市場などが挙げられますが、そういった方々からの支援等も視野に入れながら、今後継続的に運行してまいりたいと考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　実際に観光客がどこへ多く集まっているのかとか、今おっしゃったとおり、渡久地の市場のあたりです。あと港、夏場であれば水納島の方面、あとは海洋博、瀬底島、そういったニーズなども踏まえながら今後、しっかりとした事業にしていただきたいと思います。

　次に行きます。次は宿泊税です。昨日からこの宿泊税の議論がありました。施政方針の中でもやはり県と足並みを揃えて検討を進めていくということでありました。やはりしかし先ほど、  
昨日からの町長の答弁にもありますとおり、肝心の県の方針が定まっていないというのは、我々としても歯がゆいところではありますが、しかしその県に合わせて我々が対応が遅くなるのもまた問題でありますので、うちはうちの方針を固めていかないといけないのかと思いますが、第１回の検討委員会が昨年12月に行われたということでありますので、どのような話合いだったのか。というのを少し説明していただけますか。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　13番、喜納政樹議員にご説明いたします。

　第１回の検討委員会が12月に行われております。内容につきましては、本部町の宿泊税制度の導入についてということで、皆さんにお話をさせていただいております。

　２点ありまして、１点目が新たな財源確保の目的、それから必要性というお話をしてございます。もう１点が、税制度の制度設計案についてのお話をさせてもらっているところでございます。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　１回目なので、それの説明などを中心にされたと、制度設計案ということでありましたが、少しお伺いしたいんですが、今県といわゆるコンベンションビューローや各事業者の皆さんとの間で、定額なのか定率なのかという議論が行われておりますが、お伺いします。定額と定率、何が違うのかは分かりますが、なぜそれでもめるのかをお伺いしたい。

　あとこれは目的税になるので、昨日の具志堅　勉議員への答弁の中で、総務省の同意が必要であると、おっしゃっておりましたが、「総務省の同意」とは何なのか。監督官庁になるので承認や認可ではなく、同意となっているんですが、そこら辺制度上何か理由があるのか。その２点をお伺いします。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　13番、喜納政樹議員に説明いたします。

　定額と定率で何が違うのかということでございます。沖縄県のほうが今、示しているのが、金額を定めております。２万円以下であれば200円を徴収しますと。２万円以上であれば500円を徴収しますというようなことでございます。定率の場合は、率を掛けていくというようなことでございますので、例えば宿泊するに当たって高単価な部屋になると、やはりその分２％であるとか、１％であると。その分の税収が入ってくるという形になります。ただ定額でいきますと、どうしても２万円以上、では２万円以上で500円の徴収、これが１泊10万円であっても500円の徴収というような形になりますので、税制度からすると観光客の皆さんに求める公平性から考えると、率のほうがいいんじゃないかというようなことで、違いというのはそういうことでございます。

　もう１点、総務省の同意が必要ということでありますが、税をとっていく、目的税として税を取っていくというようなことでございますので、総務省のほうとの同意を得なければならないというような形になっているところであります。以上です。

○　議長　松川秀清　住民課長。

○　住民課長　安里孝夫　13番、喜納議員に、総務省の同意の件について、ご説明いたします。

　本税が法定外、法律の外の地方税という扱いになるものですから、総務省の同意が必要になるんですけれども、以前は許可制という形で法定外、税が取られておりました。20年ぐらい前ですか、地方分権法というのができて、地方の権力を強いものにしましょうという中で、地方分権法ができた際に、総務省の許可制から同意制に変わって、地方の裁量を広くしましょうということでできた経緯がございます。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　であれば昨日の具志堅　勉議員の答弁の中で、沖縄県と市町村との整合性が図られるのが条件であるということでありましたので、やはりそれは県と我々が足並みを合わせて、総務省への同意を得るということは必要になるのか思いますが、先ほどの中で税の公平性からと考えたときに、例えばですが、ホテルに宿泊したときに１万円の方が税率で払うのと、３万円の方が払うのと、そうなった場合、その３万円の方は、それだけ分の税のいわゆる対価、３万円の方と１万円を払う方の宿泊、でも同じようなサービスですよね。国や県はそれを問題にしているんじゃないですか。税を我々がもらうとなったときに。そこでこのいわゆる税金をもらうときの不公平感が出てくるのかとも思ったりもするんですが、私もできたら税率がいいと思います。しかし、税額と税率でもめているというのは、そういったのがあったりもするのかと思ったりもしますし、そこら辺の議論というのは、県からは何ら指導やそういった話し合いとかはあったりはしないんでしょうか。

○　議長　松川秀清　住民課長。

○　住民課長　安里孝夫　13番、喜納議員にご説明いたします。

　県の連絡協議会というのがございまして、観光部局と税部局の中で話し合いが、今行われている最中でございます。その中で県のほうから税についての考えということで説明したいということで直接、住民課のほうに来られて説明がございました。その中で税率と定額についての考え方がある中で、支払いする能力に応じて払う力と応益、税金を払った分のサービスがあるか。その考えの中で説明はございました。法定外目的税という目的税自体が応益、払った分の行政サービスが本来の目的ではないかということでの説明を税務担当課からは説明を受けたところでございます。指導というよりも説明という形で報告は受けております。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　恐らく行政側の、総務省国からのいわゆる地方自治体の税の考え方と、私も観光者側にいましたので、観光につかさどる方々のそのいわゆる税率、定額、税率との考え方が少し違うのがその溝になっているのかと思うんですが、そうなったときに総務省の同意を得るとなったときを考えると、そこはやはり定額論というか、そこになっていくのかと思ったりもするんですが、そこら辺はどういうお考えになるのか。昨日、町長は「柔軟に対応する」ということをおっしゃっておりましたが、2026年の導入という後ろは決まっているわけでありますので、そこら辺溝というのもやはり、いわゆる行政をつかさどる地方自治体があと、観光者側とのそれをすり合わせをしていく必要もあるのかと思ったりもするんですが、そういった制度的な話などは行うのか。これからの会議の議論になると思いますが、そういうのも必要になってくるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　13番、喜納政樹議員に説明いたします。

　定額なのか、定率なのかということでございます。柔軟に対応するということが、最終的な判断ではございますが、この検討委員会の中でもそこら辺を定額、定率に関して、今から決めていくところでございます。ただほかの市町村、例えば北谷町であったり、恩納村であったり、やはり定率のほうがいいだろうというような話をやっているところでございます。北谷町に関しては、新聞にも出て２％という数字で出ているところでもございますが、私たちの各市町村との連絡協議会、北谷町、恩納村、本部町、宮古島、石垣島、入れての勉強会の中でも、煮詰めていたほうがいいだろうという話ではございます。ただこれはあくまでもその市町村が考えているということでもありますので、今後また県の示す方向にどうしても行かざるを得ないだろうというようなことは感じております。ただ、町としての考え方は今後また検討委員会の中で、方向性を確認していきたということでございます。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　町としての考えはしっかりと持っていく中で、やはり県と歩調を合わせながらしないと、やはり総務省の同意が得られないというのであれば、やはりそこら辺は柔軟に対応していただきたいと思います。ですので、もう2026年という中ですので、次の今月は２回目の会議があるということですから、それまでのタイムスケジュールや主な具体的な取組なども、検討ではなくて、どんどん決めていってほしいと思うんですが、副町長、グループリーダーとして、一言どのようなお考えなのか、お伺いします。

○　議長　松川秀清　副町長。

○　副町長　上原正史　13番、喜納議員にお答えします。

　喜納議員がおっしゃるとおり、やはりスピーディーに我々は進めなければいけません。県と足並みを揃えながら、また他市町村と連携をとって今後、早めにその辺を詰めていきまして、今度の検討委員会もしっかりとした話し合いを持って、取り組んでいきたいと思っております。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　今後大事なこれは議論になっていきますので、本町の考えもしっかりまとめながら、柔軟に県と。やはりこれは人と人との関係性をもう少し大事にして、やはり特別徴収者になっていただくのはホテル関係者ですので、その方々とのコミュニケーションもやはり大事にしていただいて、旅行会社、その人たちの考えや苦労などもありますから、そこら辺をしっかりとくみ取りながらも、税をもらうのですから税の制度的なものをしっかりと説明して、お互いの溝を埋めながら、まずはうちからやっていただいて、それは県もそういうふうになっていっていくように進めていただきたいと思います。次に行きます。

　次は、未利用町有地を活用した官民連携による子育て支援住宅の部分ですが、そこで私が気になったのは、先ほども仲程議員からもありましたので、その答弁の中で大体のものはＰＰＰであったり、ＰＦＩだったりというのは大体のものはお伺いしましたが、簡単に言えば町有地を民間に貸し付けるというわけですが、じゃあ具体的にどこの町有地を貸し付ける、今お考えはあるんですか。というのは、まずは率直にお伺いしたいと思います。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　13番、喜納政樹議員に説明いたします。

　町有地で未利用地、実際に利用されていない土地を今、候補地として考えておりす。５か所、課の中で５か所どうだろうというような話をしているところでございます。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　場所は今、やはり問題なので聞きませんが、この規模的にはどの程度の規模を考えられているのか。そこまでは説明していただけますか。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　13番、喜納政樹議員にご説明いたします。

　今、考えているところが面積でお話しいたします。例えば約5,000平方メートルぐらいある土地がございます。一番大きい土地で6,600平方メートルの土地がございます。次に5,600平方メートルの土地、それから1,700平方メートルとか、1,500平方メートルとか。まだ確定ということではないんですが、課内の中ではそういったような場所で町有地の未利用活用ができないかということで話をしているということでございます。

　上本部飛行場とかではなくて、今そういった検討に入った段階でございますので、まずは小さいところから、小さいスペースで何かできないかというようなことであります。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　その中で、先ほどの答弁の中で本町に適合した官民連携の検討とありました。それは具体的に何を指すんですか。本町に適合した官民連携とは。その答弁の意味が少し理解できなかったんですが、それはどういった意味なんでしょうか。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　あえて本町に適合したというような表現をしておりますけれども、いわゆるこれまで国のほうが進めてきている他市町村でやっているＰＰＰ、ＰＦＩ事業にとらわれることなく、まさにうちの町の状況に合った本部型の官民連携を構築していきたいというようなことです。ですから考え方のお話で、まだ具体的に「じゃあそれがどうなの」と言ったようなことの骨格は固まっていないんですけれども、骨格が固まったときには当然、議会の中でもまたそれは話す段階に来ると思っておりますけれども、いずれにせよ町有地があって、「とてももったいないですよね」と、使っていない、それを使うことによって、大きな懸案事項であるいわゆる若者の定着といったようなことを考えたときに、非常に重要な課題だと思っております。ですからそういったことで、事業者のアイデア、考え方を取り入れて、事業者にもメリットのあるような形を企画提案してもらおうかというような考え方でございます。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　子育て支援住宅の整備とありましたので、それはとても今後必要なことになりますので、しっかりとこれは進めていただきたいと思います。具体的なものはまだ何もこれからだと思うので、今後の議会の中で議論されていけばいいかと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

　それでは次、地域防災力の向上についてという、防災リーダーの育成とありましたので、単純にこれ地域とありますけれども、地域とは町単位を指すのか、字いわゆる行政区を指すのか。どちらなのかをお伺いします。

○　議長　松川秀清　住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　13番、喜納議員にご説明いたします。

　行政区対応を指しまして、これを集合体全体ということで考えているところです。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　このいわゆる費用、防災リーダーになるためのその費用が約６万円ぐらいかかると、私はいろいろ調べたんですけれども、その半額の３万円負担するという考えでよろしいんですか。

○　議長　松川秀清　住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　13番、喜納議員にご説明いたします。

　防災士の協会のほうのホームページを見ると６万幾らかというのが出てきます。町で確認しましたら現在は、沖縄県内で専門学校のほうで毎年実施されるのが４万5,000円というふうに、その専門学校のホームページに出ておりました。それは学生でなくても誰でも受けられるものでありまして、そこが４万5,000円。３万円は上限ですので、この場合は、４万5,000円の受講を受ける場合には３万円の助成が受けられるということでございます。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　行政区単位で何名ぐらい、これ単純に計算していくと。行政区で３名から４名ぐらい、単純に３万円を割っていくと３名から４名ぐらい、行政区で育成できるんですけれども、どの程度考えていらっしゃいますか。

○　議長　松川秀清　住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　初めての取組でございまして、こちらは町独自の単費でございます。令和６年度の予算計上が15万円ということで５名をとっております。これはあくまでも状況を見ながらということで、当初予算では５名をとりまして、一応予算上は５名ということで、今後広がるのであれば、またそれは検討するということでございます。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　訂正いたします。私は「15万円」と「150万円」を見間違えて申し訳ないです。５名ということであれば、これは実質の行政区や個人負担などはないと。受益者負担というか、受ける側からの負担、行政区の負担というのは若干あるのか、ないのか。そこら辺少し伺います。

○　議長　松川秀清　住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　その防災士の分は、４万5,000円は３万円は役場が助成します。受講する個人が１万5,000円を負担します。行政区の負担は今のところありませんが、ただ行政区単位ではこの１万5,000円を行政区が見ましょうというところも、もしかしたら出てくる可能性もあると思います。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　考え方として自助・共助の精神でこれを果たしていこうというのは、やはり地域力を上げるためにはすばらしいことだと思いますので、各行政区でしっかりと支援というか、周知していただきながら、こういった各地域に防災士、防災リーダーがいるのは理想かと思いますが、現在、本年度は四、五名ぐらいの実績というか、防災リーダーを育成していくのは大事だと考えております。実際にそれではこれは各流れとして各行政区に投げて、そこからの早ければ早いほど、その順でやっていくという流れなのか。それとも均等的に、例えば上本部地域、本部、伊野波、並里とか、区域分けをするのか。そこら辺説明をお願いします。

○　議長　松川秀清　住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　13番、喜納議員にご説明いたします。

　まず受けられる要件がありまして、まず町内に住所を有する者、３つ全て兼ね備えないといけないですけれども、住所を有する者、防災訓練、あと説明会等に参加する意思がある者、最後に行政区の区長、あるいは自主防災組織の長が推薦する者、この３つを兼ね備えないといけません。その募集というのはある一定期間を区切ります。その区切った中で予算がオーバーするのであれば、まず優先的に順位づけをする形になると思います。それでもあふれる方は補正等、あるいは次年度等の対応ということになるんですけれども、早い者勝ちではなくて、ある一定程度の募集期間の中で締め切りをさせて、そこで選考をするという形をとる予定でございます。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　答弁の中からの防災に関するワークショップを行って、その中からの要望や様々なものがあったということでありますけれども、しっかりとその辺は進めていただきたいと思います。特に我々、沖縄県では台風後の被害であったり、我々は満名川という河川の災害なども過去にありましたので、そういったものも含めて、防災リーダーというのがしっかりと必要です。実施していただきたいと思います。

　それでは次に行きます。健康保険税の見直しについて言及していたので、私も気になって詳しい説明を求めておりました。先ほど答弁がございましたので、今後健康保険税の見直しは視野に入れないといけないという答弁でございました。まずは細かい点になりますので、健康保険税と、健康保険料、先ほどの答弁は健康保険料と町長は答弁なさっておりましたが、運用的には健康保険税、健康保険料も変わりはないと思いますが、この答弁の中で料と税の問題もあると思いますが、そこら辺は問題ありませんかどうか確認します。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　13番、喜納議員のほうに説明いたします。

　先ほどの町長の答弁の中で、文言の中に「税」ということで示しをしてあるんですけれども、少し読み間違いがあったと思われます。本部町におきましては、国民健康保険税のほうになっております。その保険税と保険料の違いなんですけれども、制度的には運用上には何ら変わりはないんですが、例えば賦課権、遡及して賦課できる年限が違うとか。あと時効の年限が違うとか。そういったことの違いが出てきます。ただし、各市町村のその税にするのか、料にするのかというのは、各市町村に委ねられているということになっておりまして、沖縄県で「料」で賦課しているのは沖縄市のみです。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　保険税という中で議論していきますが、単純にと言ったら失礼かもしれませんが、今のままの保険税の部分ではやはり対応できなくなってくると。繰越しなどでこれまでも収支が黒字になって、単年度の部分で赤字になるという見込みの中でありましたが、これは今後、いわゆる一般会計からの法定外繰入というのは、国としても県としても、それは許さないとはいいませんが、解消していきなさいという指導があったからこういった議論になっているか。お伺いしていいですか。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　13番、喜納議員に説明いたします。

　基準外繰入の件なんですけれども、国保会計が赤字になった場合には、繰入れする市町村が今、多くなっているところであります。法律上でいきますと国民健康保険特別会計というのは、独立採算でありますので、足りない分については税で賄いなさいという基本があります。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　今の説明では、足りない分は税を上げろという説明ですか。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　13番、喜納議員に説明いたします。

　税を上げろということではなくて、繰入れは好ましくないということでございます。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　分かりました。

　しかし実際、現実なところ各市町村ともやはりこの法定外繰入、基準外繰入というのが続いていると。県が出している国民健康保険運営指針第３期の中でも、法定外繰入の解消を目指しなさいという指導が確かにあります。我々としてもやはりじゃあ、各市町村努力をしていかないといけないと思いますが、この保険税の見直しの前に、先ほどの松田議員の水道料金の議論ともあるんですが、やるべきことはあるのかと。まだあると思います。我々としてもやはり医療費を施政方針の中にもありましたとおり、医療費の削減に対して本気で今後取り組んで、しっかりやっていらっしゃるのは分かるんですが、まずは医療費の削減などをしっかりと町民に周知しながらも、これ減らしていかないと、保険税の見直しになりますよというような議論も必要になってくるかと思いますが、そこら辺どうですか。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　13番、喜納議員のほうに説明いたします。

　議員おっしゃるように、出口の分も医療費の部分を抑えていかないといけないという部分が大きな課題にもなっております。我々としても健康保険事業なども行っていて、まず病気にならない体づくり、重症化しない体づくりなどを重点的に、健康保険指導を行っているところであります。引き続きその事業については、推進していきたいと思っております。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　今あったとおり、やはりでは保険税を上げないように、みんなで町民、努力していこうということの中で、一つの数字として県が目標とするのが特定健康検査の受診率は、目標は60％だと思うんですが、特定保健指導も実質60％、本町は今、直近での数字というのは、それを満たしているのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　13番、喜納議員のほうに説明いたします。

　資料に手元の資料としては細かい数字はちょっと持ち合わせておりませんが、保健指導も受診率も県平均に達しているということでございます。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　急な質問だったので、今は細かいことは聞きませんが、こういった目標数値などにも寄せるように、ぜひ頑張っていただいて、努力した上でだめでした。やはりもう上げるしかないですねというような議論というのは、必要になるかと思いますので、これは収納率も含めて、そこら辺は当局のほうにも努力をしていただきたいと思います。先ほどの松田議員の議論もあったとおり、水道料金の値上げとか、健康保険税の見直しというのは、やはり最終的なものにぜひしていただいて、町民のやはり負担しなければならないところは負担しないといけないんですが、努力で何とかできるものはしっかりと努力をしながら、その負担を減らしていければと思いますので、そこら辺全ての町民を含めてその努力は必要になるかと思いますので、しっかりとうまく周知をしていただいて、お願いしたいと思います。

　最後になります。コミュニティースクール、私はコミュニティースクール自体の導入に対して反対とか、そういったことではありません。コミュニティースクールもすばらしいものもありますので、今回はその導入が唐突だったものですから、ちゃんと準備をしておりましたというのであれば、また答弁をいただきたいんですが、我々としてはこの施政方針で初めて聞いたものですから、少し質問いたします。

　まずは近隣市町村において、コミュニティースクールを行っている市町村、その状況などをお伺いします。説明お願いします。

○　議長　松川秀清　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　有銘高啓　13番、喜納議員にご説明いたします。

　このコミュニティースクールの導入を行っている近隣市町村となりますと、国頭地区であれば名護市のみが導入を行っているという状況であります。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　名護市において、全ての小中学校で行われているのかどうか。それがうまく運営、機能されているのかどうかなども少し説明をお願いします。

○　議長　松川秀清　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　有銘高啓　13番、喜納議員にご説明いたします。

　名護市の導入率でありますが、県の資料によりますと63％導入しているということであります。状況としましては、名護市も導入してまだ間もないところがあるということで、我々も視察に行かせていただいたんですが、問題課題等も含めてまだ少しこう上がってきていないのかなと捉えております。ただ、教育長部会が２月でしたか。その中でも国頭地区の教育長部会の協議会の中で、コミュニティースクールの導入に対する検討されているかどうかという会議があったようです。その中の名護市の一つの課題の中では、やはり学校運営協議会、コミュニティースクールを導入するに当たって、学校運営協議会の補足が必要になりますので、そこを事務をつかさどる教頭先生の事務の負担が考えられるというところが、情報として入っているところです。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　昨今、教師の負担軽減など、学校側の負担軽減なども叫ばれている中で、本質的にはこれを導入することによって負担は減っていくんですが、現実的なところ、今おっしゃったとおり、私ども感じているというか、聞いている中で、特に教頭、その担当教諭の負担がかなりのものがあると。あとその管理者の意向によって、なかなかそれが進んだり進まなかったりというのを聞いているので、やはり管理者含め、一般教員全ての方々が同じ意識共有しないと、なかなかうまく進まないのかなと思ったりもするんですが、実際にそれを今実施する上本部学園では、学校としてどのような雰囲気や、どういう感じなのか。もしくはあとは学校運営協議会には、どの程度の方々を何名いらして組織するのかとか。どういった立場の人を、運営協議会に入れるかというのを少しお伺いします。

○　議長　松川秀清　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　有銘高啓　13番、喜納政樹議員にご説明いたします。

　このコミュニティースクール導入に当たっては、令和４年からそういう委員会内での動きは少しありました。実際に令和５年度に入って、どの学校から進めるかということの中で、やはり小中一貫校である上本部学園というところは、目指しているところです。その中での学校の雰囲気、校長先生を主体とした雰囲気なんですが、我々が情報が入っている中ではすごく校長先生のほうが、導入に対してすごくいろいろ近隣市町村に視察に行ったりとか、情報収集に当たってすごく取り組む雰囲気が確立しているのかなというところと、あとはその運営協議会の委員に関しては地域の区長なり、地域のボランティアなり等、ある程度、委員となられる方は学校のほうで、現在のところ選定はしているというころは聞いております。まだ情報のところなんですが、15名程度は考えられているというところではあるんですが、果たしてその方々が決まるのが、まだこれからなものですから、そこの情報はしっかりと受け止めながらその取組になっていくかと思っております。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　私が危惧しているところというか、そこら辺はしっかりやっていただきたいのは、これまでも例えば学校評議員制度があったじゃないですか。はっきり言いましたらやはり、悪いですが形骸化しているようなところもありました。なので形だけではなくて、これはこのコミュニティースクールというのは、学校の運営に関わっていくということになりますので、そこら辺はしっかりと周知説明をして、学校の運営者となるという意識を持って参加させていただきたいというのと。

　あと１点、この施政方針の文言の中で気になったんですが、地域の力を生かした学校運営というのは、これは確かに。その後の学校を拠点とした持続可能な地域づくりとあったんですが、それが地域づくりがメインで、このコミュニティースクールを導入するというのは、私は少し違うのかなと。教育やそういった学校の運営を透明性を持ったものにするという意義や趣旨があったと思うんです。それをやることによって、その影響で持続可能な地域づくりができますよというものにしていかないと、地域づくりのためにコミュニティースクールを導入しますということであったりという、少し趣旨と違うような伝わり方、その地域を守るために、地域づくりのために、大切ですけど、やはり学校教育ですので、それが逆転しないような形で、しっかりとそのコミュニティースクールの意義やねらいというのを周知、あと理解していただきながら進めていただきたいと思いますが、そこら辺少しもし補足説明があるなら、説明をお願いします。

○　議長　松川秀清　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　有銘高啓　13番、喜納議員にご説明いたします。

　喜納議員がおっしゃるとおり、我々は地域づくりのためにコミュニティースクールではなく、やはり地域の中にある学校でありますので、やはり学校としては地域の力を必要としているというところがあります。文科省から出ています社会総掛かりの教育の実現が不可欠ということも出ておりますので、やはりそこは学校と地域が一体となって、この学校の運営、目標を一緒にビジョンを定めてやっていくというのが目標ですので、同時進行でしっかりと捉えて進めていくことを考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　教育長の見解までお伺いしたいと思います。

○　議長　松川秀清　教育長。

○　教育長　喜納すえ子　コミュニティースクールは、やはり先ほど喜納議員がおっしゃられたように、学校を核として、学校の目標とか、課題を共有しながら地域とともにある学校づくりということを進めるための仕組みであると。しかし学校を核に、また地域を再構築するということも含まれているということです。これらの時代を生き抜くには社会総掛かりで教育の実現が不可欠とされているということで、国の施策の中に地方創生とは、子供たちの教育という提言がありまして、そこで教育がエンジンとなって教育の力で地域を動かすと、それから地域の未来を担う子供を育て、生きがいづくりを育むとして。その手段として全ての学校のコミュニティースクール化を提言しているわけです。学校教育も変化してきております。今よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという学習指導要領の目標にも、学校と地域が共有して未来のつくり手となる、未来の担い手となる社会に開かれた教育課程の実現というのが重要になっております。

　令和６年度からは、地域とつなぐことを目標にして準備期間２年目になりますが、上本部学園がスタートしておりますが、既に上本部学園は幼稚園生から中学部まで、地域人材を大いに活用して、校区の区長とも話をして、校長を中心に本島に積極的にやはり地域のいろんな課題、昨今いろんな学校に対する、学校が抱えきれないほどのいろんな問題等々が押し寄せています。いじめ、暴力だったり、不登校であったり、問題行動、特別な配慮を必要とする子供たち、そういうふうに本当に学校だけで抱えていけない課題、問題をそれをやはりそういう地域の力を借りながら、やはりやっていかなくちゃいけないという、またやらなければ学校としては、本当に今いろんな先生方の問題もあります。疲弊してしまっている方々もいます。やはり地域と一緒になって将来を担う子供たちをつくっていくということです。今そういうことで、上本部学園が今、人材を活用しながら取り組んでいるところです。ということで、既にこのコミュニティースクールという、私も委員会に来て、具体的に内容的にこれからの学校は、やはりそういうふうにやっていかなくちゃあいけないんじゃないかということをしみじみ感じながら、すばらしい取組にしていくように「ワッター学校意識」ですか。本当に地域の人たちも何か学校手伝うことがないかという思いも、本当に聞いております。そして登校支援だったり、読み聞かせだったり、たくさんのボランティアも活動しています。そういうのを組織化して、本当にいつでも、どこでも、先生方は異動するんですけれども、この地域があるからここに来たらこういうことができるということを、安心して学校に行かせるように私たちも力を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○　議長　松川秀清　13番　喜納政樹議員。

○　13番　喜納政樹　教育長がいれば大丈夫でしょう。頑張ってください。

　最後に町長、総括的に見解を、町長の思いをお伺いしたいと思います。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　いろいろとご提言、そして議論を深めていただいたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

　保険税のお話については、現実に事業費の納入金が枯渇しておりますよという差し迫った課題がありますので、後になって「問題をもっと前に解決しておけばよかったのに」といったようなことにならないように、段階的に保険税に対しては、値上げをしていかなければいけないというような、そういう基本的な考え方を持っております。そうしませんと、また「あのときにもう少しやっておけばよかったのに」と言ったようなことになりますので、その辺衝撃が少ないように段階的に検討をしていこうかというようなことで、考えております。

　あと、前段にありました周遊バスの実証事業につきましては、議員からも提言がありましたように自走できるような体系を目指しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。そして新しい取組ですけれども、町有地はもったいないと。遊休地はという思いをしておりますので、その有効活用を町の課題解決のために生かしていくといったようなことは、我々が抱え持った課題だと思っておりますので、その辺についても今後も引き続き一緒になって議論を深めながら展開していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　いろいろと議論、提言含めて、これまで喜納議員がなさってきたことに対しまして、改めて御礼を申し上げ、私の言葉にしたいと思っております。ありがとうございました。

○　議長　松川秀清　これで13番　喜納政樹議員の一般質問を終わります。

　以上で本日の日程は、全部終了しました。

　本日は、これで散会します。 散　会（午後１時11分）